第4類　危険物確認試験　試験フローシート

【消防法HPを参照】消防法（別表第1抜粋）

【消防法HPを参照】危険物の規制に関する政令（第1条～第1条の12抜粋）

株式会社アサヒテクノリサーチ
https://asahigrp.co.jp/atr/
TEL (0827)59-1800 (代) ／ FAX (0827)59-1805

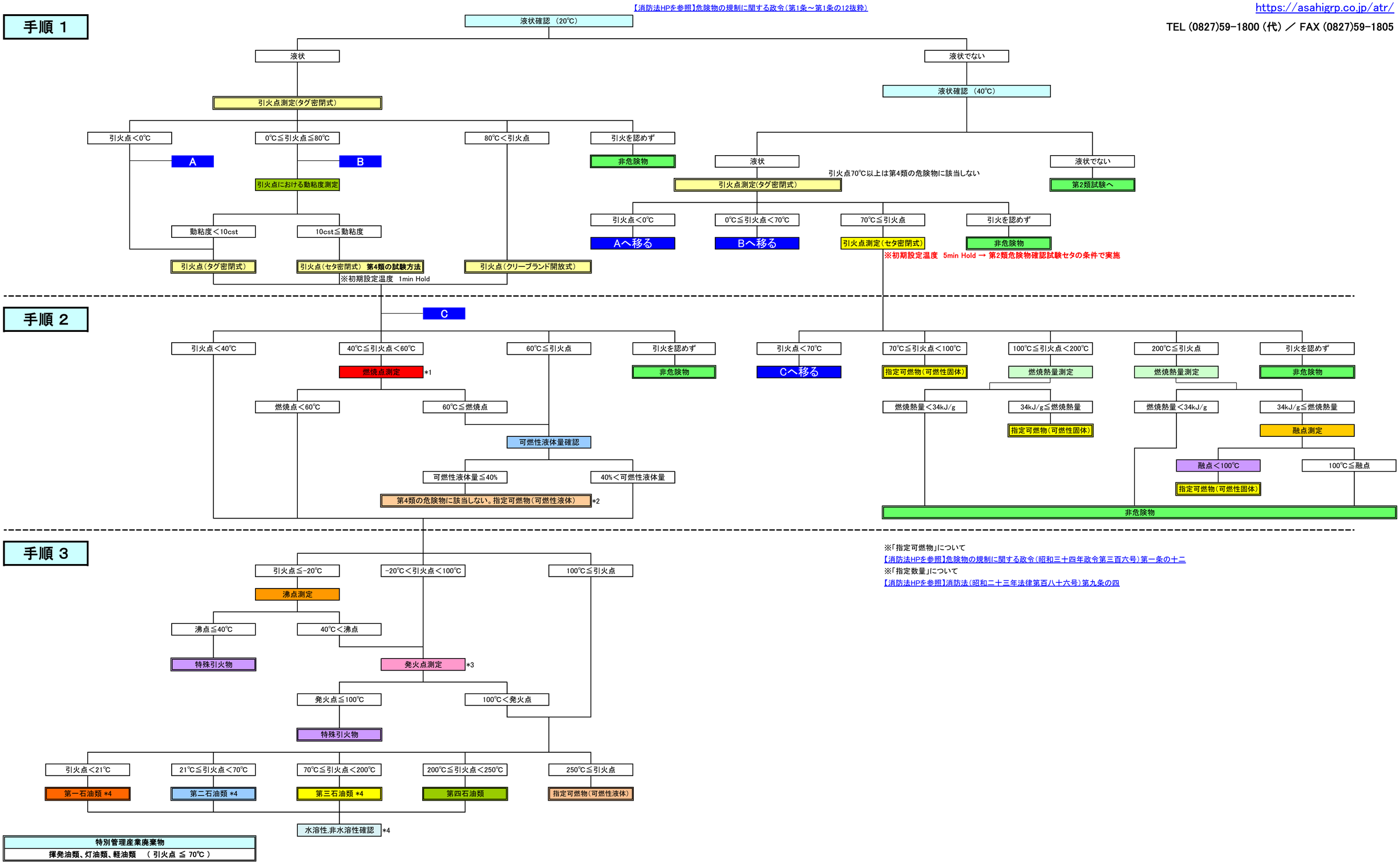

※「指定可燃物」について
【消防法HPを参照】危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第一条の十二
※「指定数量」について
【消防法HPを参照】消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条の四

*1：可燃性液体量が40%以上のものについては燃焼点が60℃以上でも以下でも同じところに収束するので燃焼点測定の必要は無い。
*2：危険物には該当しないが可燃性液体を含む場合、管理基準は各市町村条例による。
*3：特殊引火物が明らかに含まれないと判明している場合は測定の必要は無い。
　特殊引火物とは法別表に示される様にジエチルエーテル，CS_2その他一気圧において発火点が100℃以下のものまたは引火点が-20℃以下で沸点が40℃以下のものをいう。
*4：水溶性液体の指定数量は非水溶性液体の2倍になる。判定には水溶性確認を行う。